

令和7年度事業報告

一般財団法人自治体衛星通信機構

当機構は、地方公共団体等において通信衛星を共同利用するための設備を設置し、運用することによって、防災情報及び行政情報の伝送を行うネットワークの整備促進を図り、もって地域社会における情報通信の高度化及び地域の振興に寄与することを目的として平成2年2月に設立され、翌平成3年12月から地域衛星通信ネットワークの運用を開始し、以来、その目的を達成するため適正な管理運用を行っている。また、平成26年4月から、一般財団法人へ移行した。

平成15年4月からは第2世代システムの運用を開始し、衛星通信サービスの拡充に努めてきたところである。また、平成22年度からは、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）に係る衛星通信の利用に際して、回線の提供等その支援を行っている。

平成23年3月11日の東日本大震災及び平成30年9月6日の北海道胆振東部地震においては、地上電話回線や携帯電話回線が途絶した市町村との連絡手段として地域衛星通信ネットワークが震災直後から唯一の通信手段として活用され、被害状況の迅速な把握に活用されるなど、改めて、その耐災害性及び重要性が実証されたところである。国の防災基本計画においても、「地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、国（消防庁）、都道府県、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図ること。」と明記され、大規模災害発生時における衛星通信の耐災害性の重要性が強調されている。

令和7年度は、令和7年12月に発生した青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.5、最大震度6強を観測した地震のほか、ロシアのカムチャツカ半島東方沖を震源とする地震により、日本の広範囲で津波が観測されるなど、各地で災害が発生した。このような災害が発生した際に、情報の迅速な収集伝達に協力するため、国及び地方公共団体に地域衛星通信ネットワークのチャンネルを提供している。

しかしながら、高速大容量の地上系情報通信網が加速度的に整備されたほか、地方公共団体の厳しい財政状況や市町村合併の進展等により、地域衛星通信ネットワークの地球局数が大幅に減少し、平成29年には約3割の市町村で地球局が整備されていない状況になった。

こうした状況を背景に、利便性が高く、かつ低廉なシステムによる地球局数の維持・回復と地域衛星通信ネットワークの運営の安定化や、映像伝送システムの高度化等を図るため、平成29年3月、第2世代システムのSCPC方式（注1）か

ら TDMA 方式（注2）による第3世代システムへ移行することを決定し、その導入のための諸準備を進めてきた。また、平成31年3月には第2世代システムと第3世代システムとの並行運用期間の終期を設備の耐用年数の期限である令和7年度（最大で令和9年度）（注3）とすることや、その時点までにトランスポンダの借り上げ本数を1本減らして2本体制に復帰すること等を内容とする今後の運営の基本方針（「今後の自治体衛星通信機構の運営について」）を決定した。

国においては、平成30年12月14日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において、衛星回線の整備に係る緊急対策を行うこととし、令和元年度に、総務省消防庁、高知県及び同県内市町村等との間で第3世代システムによる衛星通信体制を構築する事業が実施され、高知県内のすべての市町村、消防本部等に第3世代設備が整備された。

また、令和3年1月には、総務省消防庁から、「地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の一体的な整備の推進について（通知）」において、「近年の激甚化・頻発化する災害に備え、都道府県防災行政無線の衛星系として、地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等を市町村まで空白なく整備することが重要」であり、「地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等について、都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的な整備を推進」していくことについて、各都道府県あてに要請されたところである。加えて、都道府県内の全市区町村の地球局を含めて第3世代システムによるネットワークを構築する都道府県事業等に限って、緊急防災・減災事業債（充当率100%、元利償還金の70%を交付税措置）が適用されることとなった。

当機構においては、令和元年度に、神奈川県横浜市に整備した第3世代システムの管制を担う集約局（主局）と山口県山口市に整備した集約局（副局）の本運用を開始し、冗長切り替え運用体制の確立による信頼性・耐災害性の確保を実現するとともに、既存の映像伝送サービスの高度化及びインターネット接続サービスに加え、個別通信等のその他のサービスを提供できるよう整備を進めた。特に、第2世代システムと第3世代システムという全く別のネットワークのユーザ間で相互に個別通信（電話）を可能にする世代間接続の開発など、独自の技術開発により必要な設備の整備を行った（映像系は平成31年度（令和元年度）初頭から第2世代システムの映像の第3世代システムへの送信を運用中。）。

また、地方公共団体が第3世代システムの地球局を円滑に整備できるよう、令和元年12月に工事設計認証を取得したところである。これらの取り組みを踏まえ、令和3年3月に電気通信事業法に基づく届出手続きを完了し、同年4月から第3世代網によるサービスを開始した。

令和5年3月には、地域衛星通信ネットワーク分担金規程の一部を改正し、機構が特に認めた場合には、別途定める「特別な応益割」を負担することによって、標準的な構成に装置を追加する地球局の設置が可能となることも規定するとと

もに、分担金規程とは別に、標準サービスには含まれないものであっても、個別の契約に基づき相応の費用を負担すれば、サービスを提供できることを明確にしたところである。令和6年4月にはこれらの事項を含め、第3世代網への参加やそれに必要なユーザ側のタスクや整備方針や運用の考え方などを全般的に整理した「開設・運用ガイドライン」を制定した。また令和6年12月より、第3世代用のトランスポンダ帯域の確実な確保のため、周波数変更と帯域拡張を実施した。

今後とも引き続き衛星通信サービスの充実強化とネットワークの円滑な運営に努めるほか、都道府県における第3世代システムの整備に向けた検討の支援や大規模災害等の非常時における地域衛星通信ネットワークの継続的かつ安定的な運用を行うための当機構の諸課題について、「地域衛星通信ネットワーク担当課長会」の意見等を踏まえ、引き続き戦略的な取り組みを行っていく。

(注1) SCPC 方式とは、1 音声チャンネル当たり 1 搬送波を割り当てる伝送方式。「周波数分割多元接続」。

(注2) TDMA 方式とは、通信に用いる周波数を一定時間ごとに分割して共有する多重化方式。「時分割多元接続」。

(注3) 第2世代システムの管制局設備は平成27年に更新されたが、管制局設備の再更新は多大な費用負担が見込まれることや技術的リスクの観点から、令和7年頃を目途に必要とされる再更新は実施せず、第3世代システムへ移行することとした。なお、並行運用期間については、サーバ更新が完了し重大な課題の発生が見られないこと及び管制局各種設備の状況などから、令和9年度までと判断し、令和4年12月20日付け自治衛通第22122001号により各都道府県へこの旨通知した。

1 第3世代システムの構築

国の方針等を踏まえ、今後、本格化する地方公共団体によるユーザ局設備整備の推進を強力に支援し、市町村まで一体的整備がなされていない空白都道府県の解消に必要な取り組みを行った。加えてネットワーク及びアプリケーションの高度化や先進的技術の実証実験等に積極的に取り組むとともに、集約局及びユーザ設備の安定運用に資する更なる取り組みを通じて定常運用を着実に実施した。

(1) 地方公共団体における第3世代化の推進

国の方針等を適切に踏まえ、市町村まで一体的整備がなされていない空白都道府県を解消し、安定的な運用を確保するための整備費の低コスト化とシステムのシンプル化のために必要な技術検討や仕様制定等を推

進した。また、地方公共団体に対する技術面・運用面の助言や技術支援とともに、整備実施又は実施設計を進めている地方公共団体に対して、整備等の推進にあたっての課題解決への協力を行い、ネットワークの第3世代化の一層の推進を図った。

(2) ネットワーク及びアプリケーションの高度化

集約局運用及び集約局における網運用のためのツールや体制の整備を進め、今後のユーザ局設備の増加に備える。令和6年度はユーザ設備の自動監視の定常的な運用を行うとともに、ユーザ局担当者への直接通知のスキームを作成した。令和7年度は、これを本格的に稼働させるとともに、障害発生に伴う具体的な障害対応スキームの確立等に取り組んだ。また、アプリケーション（映像、個別通信）の高度化と機能拡充を継続するとともに、セキュリティ確保などネットワーク運用を着実に継続していくために必要な設備の整備と運用技術面の向上に向けた取り組みにも引き続き注力した。特に、令和6年度に着手した国内メーカー製品をベースにした新しいセットトップボックス（STB）の開発を完了し、実用機として導入するためのシステム整備を実施し、メーカーからの機器提供が可能な状態を実現するとともに、新しいSTBと従来のSTBが混在した環境において問題なくネットワークにおいて映像集配信が運用可能とするための施策、すなわち令和6年度に追加実装した機能等の試験や調整、動作確認を完了した。さらに、集約局システムのアプリケーションサーバの冗長化等、信頼性向上策に引き続き取り組みを続けている。特に令和7年度はサイバーセキュリティの観点からの調査にも力を入れたところである。

(3) 整備等の手順の明確化とスマート化

これまで、先行整備団体の整備を通じて、地方公共団体が第3世代設備を整備する際に必要な一連の手順やそれに必要な情報のやり取りなどを、関係地方公共団体、総務省消防庁および請負業者等の協力により試行錯誤も交えつつ実施してきたところである。これまで、整備にあたっての情報等のやり取りについて、必要事項の明確化と手順のスマート化の検討を行い、これに基づき開設・運用ガイドラインやデータフォーマット等の整備を行った。令和7年度は、これらの手順を本格稼働させるとともに、都道府県担当者との情報共有（セミナー等）や業者のレベルアップに資する取り組み（講習等）を推進した。また施設整備そのものの簡素化の可能性や既設アセットの継続利用の可能性についても様々なレベルの検討を行うとともに、第3世代に適応した網管理（免許関係事務を含む）について検討を進めている。

2 第2世代システムの効率的な運営

(1) ネットワークの運用

第2世代については令和9年度での運用停止を見据えつつ、山口及び美唄管制局の安定的かつ適切な管理を行った。また、総務省をはじめとする府省庁の施策説明等に、地域衛星通信ネットワークを活用されており、これら平時における利用に対応した。

さらに、東京局についても、設備の効率的な点検等を行った。

(2) ネットワークセキュリティの維持

地方公共団体に対するセキュリティ診断を実施するとともに、山口及び美唄管制局を含む地域衛星通信ネットワーク全体のセキュリティ維持に努めた。

(3) 地球局の免許手続等

当機構は、平成18年4月から地球局免許人となって、電波法関連手続の簡略化及び地球局免許の一元的管理を行い、地方公共団体における免許関係経費の節減を図っている。令和7年11月に機構が免許人である全地球局の免許有効期間が満了となるため、必要な再免許手続を行った。

また、第3世代システムの導入に係る地球局等の免許手続等、必要な手続を行った。

3 その他

(1) 資産の有効活用

新たに山口管制局の敷地・建物の一部を通信衛星事業者へ貸付け、収入確保・関係強化に取り組み、令和7年12月より、貸付けを開始した。

(附属明細書について)

令和7年度事業報告の附属明細書は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する事業報告の附属明細書に記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、作成しない。